

認定（喪失）事由ごとの添付書類（例）

添付書類（例）	確認する項目	理由	主な届出事由											
			認定											
			新採 採用	出生□	養子 縁組	婚姻□	離職	同居□	雇用保険 終了	収入 減少	扶養者の 変更	個人事業 廃止	休業手当金 等受給終了	
事実発生日を確認できる書類 (退職証明書・婚姻届受理証明書・死亡 診断書など)	事実発生日及び理 由	◆認定要件を満たすに至った理由である かどうかを確認するため ◆事実発生日を確認するため		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定対象者及びその世帯の情報が分かる 公的書類 (住民票・戸籍など) ↓ 世帯全員の続柄記載のあるもの	氏名	◆氏名を確認するため												
	生年月日	◆生年月日を確認するため												
	続柄	◆組合員との続柄を確認するため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	同居・別居	◆組合員と生計をひととして確認 するため												
理由書・扶養親族にかかる申出書	組合員以外の扶養 義務者	◆組合員以外の扶養義務者が他にいな いか確認するため												
	申出理由 組合員以外の扶養 義務者の援助状況 など	◆認定要件を満たすに至った理由である かどうかを確認するため ◆組合員と同程度以上の扶養義務者が 他にいないか確認するため ◆今後収入状況等に変動があった場 合、必ず直ちに届出をする旨の記述が必要	○	△	○	△	○	△	△	○	○	○	○	○
扶養義務者の所得証明書(住民税課税証明 書など)	扶養義務者の収入	◆組合員以外の扶養義務者との収入比 較をするため	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△
対象者の 所得証明書(住民税課税証明書など)及び 現在の収入を確認できる書類(給料明細・ 雇用契約書・年金通知など) 現在収入がないことを確認できる書類(退 職証明書、廃業届の写しなど)	収入金額	◆限度額内の収入であるかを確認する ため	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
退職票1及び2・雇用保険の受給記録	雇用保険の有無や 受給状況	◆雇用保険を受給しない場合は原本の 提出が必要				△	○	△	○			△		
(別居の場合のみ) 金融機関の振込票の写し、送金の記録があ る通帳の写しなど	経済的援助の内容	◆生計維持関係を確認するため	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△
その他必要と認められる書類	その他、内容にか かる項目	◆条件を満たしているかを確認するため	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※ △は、必要に応じ提出

添付書類（例）	確認する項目	理由	主な届出事由											
			減 員											
			就職	離婚	別居	収入超過	雇用保険受給	扶養の変更	扶養否認	死亡	年金受給	婚姻	事業開始	株などの取引開始
事実発生日を確認できる書類 (婚姻届受理証明書・就職証明書・死亡診断書など)	事実発生日及び理由	◆事実発生日を確認するため	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
対象者及びその世帯の情報が分かる公的書類 (住民票・戸籍など)⇒世帯全員の続柄記載のあるもの	氏名・生年月日・続柄・別居日など	◆それぞれ確認するため		△								△		
理由書・扶養親族にかかる申出書	申出理由	◆申出理由等の補完説明	△	△	△	○		○	○		△	△	○	○
対象者の 所得証明書(住民税課税証明書など) 現在の収入を確認できる書類(給料明細・雇用契約書・年金通知など)	収入金額	◆限度額内の収入であったかを確認するため				○				○			△	△
その他必要と認められる書類	その他、内容にかかる項目	◆条件を満たしていたかを確認するため	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※ △は、必要に応じ提出

## 注意事項

- 必要書類は状況により異なります。必要に応じて上記のほか各種証明書類を提出していただくことがあります。やむを得ず証明書類が提出できない場合は、その事実関係や理由などを詳しく記述した理由書を提出してください。
- 別居認定の場合は、金融機関の振込票の写しや送金記録のある預金通帳の写しなど、客観的に経済的援助の事実が確認できる書類を提出してください。なお、被扶養者に係る確認調査を行う際に、送金の事実が確認できる書類が必要となりますので、振込票の写し等は1年間分を保管しておいてください。
- 個人事業者の被扶養者に係る確認調査を行う場合は、確定申告の際に提出する収支内訳書など収入の内訳が確認できる書類の提出が必要となりますので、保管しておいてください。
- 被扶養者の増員をする場合は、事実発生日(退職の場合は退職日の翌日、雇用保険終了の場合は雇用保険終了日の翌日)から30日以内に必要書類をそろえて所属所へ提出してください。この場合は、事実発生日が当共済組合の被扶養者資格取得日(認定日)となります。30日を超えて提出した場合は、所属所が申告書及び審査に必要なすべての書類を受理した日が認定日となり、事実発生日まで遡っての認定はできません。
- 被扶養者の減員をする場合は、事実発生日が資格喪失日(死亡の場合は翌日)となります。資格喪失日は何年前でも遡及減員します。この場合、遡及期間中に当共済組合が負担した短期給付金(医療費や給付金等)は返還していただきます。
- ご不明なことがありましたら所属所又は当共済組合にお問い合わせください。ただし電話で照会を受けていても、個々の事情により必要書類が異なる場合があります。実際に提出書類を審査確認した後に、さらに追加資料を求めたり、また、認定基準を満たしていても、生計維持の実態や今後の継続性、社会通念上の妥当性等を総合的に勘案した結果、認定出来ない場合もありますので、あらかじめご了承願います。